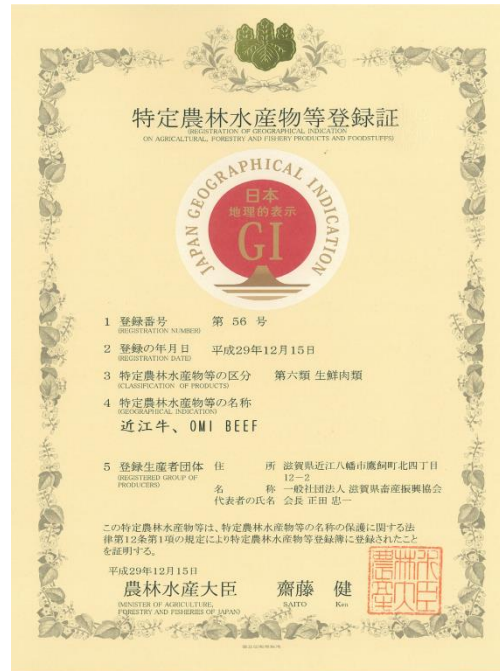


「近江牛」が地理的表示に登録

日本三大和牛の一つと称される「近江牛」が滋賀県で初めて、地理的表示法(特定農林水産物等の名称の保護に関する法律)に基づく、地理的表示に登録されました。

地理的表示保護制度は地理的表示法に基づき、概ね25年以上、生産地の特性と品質の特性が結びついて生産されている製品について、農林水産省(国)がその名称(地理的表示)を知的財産として登録し、保護する制度です。



磯崎副大臣から登録証の授与
H29.12.22

地理的表示に登録された近江牛の特徴(品質の特性)は

日本で最も古い歴史を持つブランド和牛で、霜降り具合が高く、脂の口溶けも良く、牛肉のおいしさに関与していると言われるオレイン酸を多く含む近江牛は、世界有数の古代湖「琵琶湖」の豊かな水と自然環境を有する滋賀県で、稲わらを給与するなど、安全・安心を基本に地域と結びついた生産が行われています。